○北海道警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について

平成27年２月16日
道本備第5052号
（各部合同）
／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道警察における新型インフルエンザ等対応業務継続計画については、これまで「北海道警察新型インフルエンザ対応業務継続計画の策定について」（平22．３．25道本備第643号（各部合同）。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「北海道警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」を策定し、新型インフルエンザ等に係る諸対策を更に推進することとした。

各所属については、本計画に従って人員計画の見直しを図るなど、新型インフルエンザ等の発生時の業務継続に向けた準備に万全を期されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画

第１　総則

１　計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生時においては、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じると懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、道民の生命及び身体を保護するとともに、道民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、北海道警察（以下「道警察」という。）では、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」（平25．10．10警察庁乙備発第４号ほか）を受けて、「北海道警察新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」（平26．８．19道本備第2021号。以下「道警察行動計画」という。）を策定し、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40パーセントの欠勤者が出ることが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

これまで、道警察においては、「北海道警察新型インフルエンザ対応業務継続計画の策定について」（平22．３．25道本備第643号）に基づき新型インフルエンザが発生した場合に備え、各種対策を推進してきたところであるが、この度、警察庁が策定する「警察庁新型インフルエンザ対応業務継続計画」が改正されたことに伴い、道警察においても所要の見直しを行い、引き続き、新型インフルエンザ等の発生時においても、限られた人員の中で、道警察がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、その実施体制や発生時における継続業務等を定めるものである。

２　実施方針

本計画の実施に当たっては、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を期するため、警察本部及び方面本部（以下「警察本部等」という。）の各部門並びに警察署が連携を密にして一体的な活動を行うとともに、知事部局等関係機関と積極的に連携し、的確に業務を推進するよう努める。

３　北海道公安委員会等への報告等

本計画に基づき、人員計画に定められた体制に移行した場合等には、時機を逸することなく北海道公安委員会及び方面公安委員会（以下「道公安委員会等」という。）に報告し、道公安委員会等の指導を受けるとともに、道公安委員会等を的確に補佐し、その権限に属する事務の迅速かつ適切な実施に努める。

４　被害想定

政府及び北海道の新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインで示された被害想定に基づき策定する。ただし、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであることから、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

	人的被害等想定	
	全国	道内
発症率	全人口の25%がり患	
医療機関の受診者	約1,300万人～約2,500万人	約55万９千人～約107万５千人
死亡者（上限）	○中等度 （アジアインフルエンザレベル） 約17万人（致死率0.53%） ○ 重 度 （スペインインフルエンザレベル） 約64万人（致死率2.0%）	○中等度 （アジアインフルエンザレベル） 約７千人（致死率0.53%） ○ 重 度 （スペインインフルエンザレベル） 約２万８千人（致死率2.0%）
流行	○各地域ごとの流行期間は約８週間（ピークは約２週間） ○り患者は１週間から10日間程度り患	
欠勤率	職員本人のり患やり患した家族の看病等のため、職員の最大40%程度が欠勤	

第２　実施体制

１　未発生期の体制

未発生期においては、「北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱について」（平26．５．15道本備第589号）に基づく北海道警察新型インフルエンザ等対策委員会において、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、警察本部等の各部門及び警察署間の調整を図り、各種対策を推進するとともに、必要に応じて、本計画の見直しを図る。

２　国外発生期の体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、道警察行動計画に基づき、警察本部にあっては北海道警察新型インフルエンザ等対策本部を、方面本部にあっては方面新型インフルエンザ等対策本部を、警察署にあっては警察署新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国内発生に備えた準備を行う。

３　国内発生早期の体制

新型インフルエンザ等が国内発生早期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態をいう。以下同じ。）の場合には、北海道警察新型インフルエンザ等対策本部、方面新型インフルエンザ等対策本部及び警察署新型インフルエンザ等対策本部（以下「道警察対策本部等」という。）が中心となり、本計画で定められた事項を実施する。

４　国内感染期の体制

新型インフルエンザ等が国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）の場合には、国内発生早期に引き続き、道警察対策本部等において警察庁との連携を図り、

事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、本計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

5　知事部局等関係機関との連携

道警察は、本計画の実施に当たり、知事部局等関係機関との連携を強化して、新型インフルエンザ等対策など必要な業務を推進する。

第３　発生時継続業務等

1　業務継続の基本方針

道警察は、新型インフルエンザ等発生時（以下特段の記述のない限り、「発生」とは国内における発生のことをいう。）においてもその機能を維持するため、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加する業務及び緊急に対応する必要がある業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先業務とするとともに、治安の確保のため縮小し、又は中断することが適当でない業務（以下「一般継続業務」という。）は継続する（以下両者を合わせて「発生時継続業務」という。）こととし、その他の業務（以下「縮小・中断業務」という。）は、縮小し、又は中断する。

2　強化・拡充業務

道警察行動計画で取り組むこととしている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに生じ、又は業務量が増加するもの及び新型インフルエンザ等の発生に伴い緊急に対応する必要性があるものを強化・拡充業務とする。

主な強化・拡充業務は、道警察行動計画において、国内発生早期又は国内感染期に実施することとされている次の事項とする。

○国内発生早期

・実施体制
・感染対策
・水際対策の支援
・医療活動の支援
・社会秩序の維持
・緊急事態措置に対する支援等
・重点的感染拡大防止策の支援

○国内感染期

・実施体制
・感染対策
・水際対策の支援
・医療活動の支援
・多数死体取扱いに当たっての措置
・社会秩序の維持
・緊急事態措置に対する支援等

3　一般継続業務

⑴　一般継続業務

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安及び道民の生活や経済

活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを一般継続業務とする。

また、新型インフルエンザ等による被害は長期化することが考えられるため、組織の維持に必要最低限求められる業務及び発生時継続業務を行うための環境を維持するための業務も一般継続業務とする。

主な一般継続業務は、別表１「業務の仕分け」のとおりとする。

⑵　一般継続業務についての留意事項

一般継続業務の実施に当たっては、感染拡大をできるだけ阻止するため、次の２点について留意する。

○一般継続業務であっても、その緊急性や必要性を検討し、早急に対応が必要でないものは縮小し、又は中断する。

○業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員で、短時間で効率的に実施できるよう工夫する。

４　縮小・中断業務

⑴　縮小・中断業務

緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務及び積極的に中断すべき業務を縮小・中断業務とする。

主な縮小・中断業務は、別表１「業務の仕分け」のとおりとする。

⑵　縮小・中断業務についての留意事項

縮小・中断業務であっても、緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第４　業務継続のための執務体制の確立

１　新型インフルエンザ等発生時の執務体制

⑴　指揮命令系統の明確化

ア　幹部の感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である幹部の感染リスクを低減するため、新型インフルエンザ等発生時には、決裁の簡略化、対人距離の確保、警察電話、道警Ｐ-ＷＡＮシステムの活用等の措置を講ずる。

イ　幹部がり患した場合の対応

意思決定権者である幹部が新型インフルエンザ等にり患するなどにより出勤が困難となった場合には、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第２号）第11条から第18条に基づき代決を行うものとする。

⑵　業務継続実施責任者等の指定

ア　業務継続実施責任者

所属に業務継続実施責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等発生時に発生時継続業務を的確に継続するため、本計画に定められた業務を行う。

イ　業務継続実施副責任者

所属に業務継続実施副責任者を置き、警察（方面）本部の所属にあっては次席（次席に相当する者を含む。）を、警察学校の所属にあっては次長又は次席を、警察署にあっては副署長をもって充てる。

業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行する。

⑶　感染防止従事責任者の指定

所属に感染防止従事責任者を置き、警察（方面）本部の所属にあっては次席（次席に相当する者を含む。）を、警察学校の所属にあっては次長又は次席を、警察署にあっては副署長をもって充てる。

感染防止従事責任者は、新型インフルエンザ等発生時に職員の感染をできる限り防止するため、職員の健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に関する業務を行うとともに、庁舎内で勤務する外郭団体の職員や業務委託先の職員等に対しても、健康管理及び感染予防並びに職場内における感染拡大防止に係る助言を行う。

2　人員計画

業務継続実施責任者は、別表１「業務の仕分け」に基づき、あらかじめ所属単位で発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、人員計画を作成する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続実施責任者は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

⑴　人員計画の作成

業務継続実施責任者は、別表２「人員計画」を作成する。人員計画では、職員の40パーセントが欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で確保するとともに、専門知識が必要な業務に当たる職員の有無を確認し、該当する職員がいる場合は、その代替職員又は代替方法についてあらかじめ定めておく。

業務継続実施責任者は、人員計画を作成した際は、当該計画を警察本部警備課に送付する。

また、人員計画を変更した場合も同様とする。

⑵　人員計画の運用

ア　未発生期

業務継続実施責任者は、課・係等の単位で発生時継続業務に必要な人員を把握するとともに、業務の縮小・中断により配分できる人員を把握する。

業務継続実施責任者は、各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教養・訓練を実施する。

イ　国外発生期

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分等を検討する。

ウ　国内発生早期

業務継続実施責任者は、道警察対策本部の決定を経て、人員計画に定められた体制に移行する。

また、必要に応じて、当該業務を主管する警察本部の庶務担当課等を通じるなどして、職員の相互の調整を行う。この場合においては、強化・拡充業務が確実に実施できるよう、各所属における強化・拡充業務の業務量を優先的に考慮するとともに、各所属における一般継続業務の業務量も考慮するものとする。

業務継続実施責任者は、職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

エ　国内感染期

業務継続実施責任者は、国内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

なお、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて必要がある場合には、体制、任務等の見直しを適宜行い、その結果を道警察対策本部に報告する。

⑶　留意事項

業務継続実施責任者は、国内発生早期又は国内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、感染防止従事責任者と共に、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することにならないよう留意する。

3　感染リスクを軽減する勤務体制

⑴　出勤方法

業務継続実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時には、公共交通機関における感染リスクが高まることから、その発生状況等を勘案し、以下の出勤方法をさせるなど、通勤途上における感染リスクを減らすための措置を検討する。

ア　徒歩又は自転車による出勤

業務継続実施責任者は、徒歩・自転車出勤が可能な職員に対し、徒歩・自転車出勤を要請する。自転車出勤をする職員は、あらかじめ指定された場所に駐輪することとし、徒歩・自転車出勤を行う職員は、必要に応じて通勤方法に応じた必要な手続を行う。

イ　時差出勤

業務継続実施責任者は、時差出勤が必要と認められる職員については、北海道警察処務規程第25条（勤務時間等）に基づき、勤務時間等を別に定めて時差出勤をさせる。

⑵　勤務形態

業務継続実施責任者は、必要に応じ、所属内において班を編制し、時差出勤を活用して班ごとに勤務時間を指定する班交替制勤務の導入等を検討する。

⑶　勤務環境

業務継続実施副責任者は、執務室内を整頓するとともに、新型インフルエンザ等の発生状況等を勘案の上、可能な限り対人距離をとれるよう机を配置するとともに、職員にマスクを着用させるなど、感染拡大防止の措置を講ずる。

4　職員等の感染状況の把握

新型インフルエンザ等の発生時には、職員等の新型インフルエンザ等の感染状況を把握するものとし、その手順については、次のとおりとする。

⑴　帰国者・接触者相談センター等への相談

新型インフルエンザ等の発生が確認された以降、職員等は、朝、自宅で検温し、発熱がみられないことを確認するとともに、インフルエンザ様症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター又は保健所等に設置された相談窓口（以下「帰国者・接触者相談センター等」という。）に連絡し、相談する。

⑵　診断結果の報告

職員等は、帰国者・接触者相談センター等において、帰国者・接触者外来又は指定医療機関等（以下「帰国者・接触者外来等」という。）での受診を指示され、診察の結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、速やかに所属の感染防止従事責任者に報告する。

⑶　道警察対策本部等への報告

感染防止従事責任者は、前事項の報告を受けた場合は、職員に対し、休暇取得等を指導するとともに、速やかに、道警察対策本部及び警察本部厚生課に報告する。

第５　業務継続のための執務環境の整備

１　物資等の確保

⑴　対象事業者の把握

発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替事業者を把握する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び要請を行う。

⑵　被留置者の食事の確保

被留置者の食事の契約業者に対し、業務継続についての協力を要請する。

また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、代替事業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

⑶　備蓄食糧の管理

新型インフルエンザ等の発生時において食糧が入手困難となった場合に備え、備蓄食糧の適切な管理を図る。

⑷　感染防護資機材・消耗品等の確保

感染防護資機材の適正管理に努めるとともに、業務継続に必要な消耗品等の確保に努める。

２　情報通信の確保

⑴　通信の確保

迅速・的確な指揮命令や現場の状況把握に必要な通信を円滑に確保するため、北海道警察情報通信部及び各方面情報通信部（以下「情報通信部等」という。）との連絡担当者及びその代替職員を複数人指定する。

また、情報通信部等との連絡要領や窓口を手順書等で明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させておくなど、的確に連絡・連携を図れるようにする。

⑵　情報管理機能の確保

各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた業務マニュアルの作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を実施する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等の発生時においても早期に障害から復旧

できるよう、関係事業者等との連絡体制の整備に努めるなど、障害発生時に迅速な対応ができる体制を確保する。

3　医療体制の確保

職場において職員が発症した場合に備え、帰国者・接触者相談センター等の設置状況を確認し、職員等に周知する。

また、被留置者が新型インフルエンザ様症状を有する場合に診療を要請する医療機関、感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関及び入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

第６　感染防止の徹底

1　個人及び家庭での感染予防

⑴　職員及び職員家族等の基本的な感染防止対策

咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底するとともに、外出に当たっては、人混みをなるべく避け、混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分で閉鎖的な場所に入る時にはマスクを着用するよう努める。

⑵　感染予防の周知徹底

新型インフルエンザ等感染予防のための基本的措置について、具体的に記載した資料を配付するなどにより、職員等に対する周知を徹底する。

2　職場における感染拡大防止策

職場における感染拡大防止を徹底するため、次の措置をとる。

○職員は、出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ様症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤しないこととする。この場合、感染防止従事責任者に報告するとともに、帰国者・接触者相談センター等に連絡・相談し、その指示に従う。

○庁舎入口においてマスク着用を促す。

○庁舎内に消毒剤を配備する。

○机のレイアウトの変更やパーティションの設置等により対人距離を保持する。

○職員食堂の時差的利用を導入する。食事時間に時差を設ける。

○対面による会議を極力避け、電話会議等を実施する。

○交番・駐在所・警備派出所（以下「交番等」という。）においては、こまめな清掃を心掛けるとともに、必要に応じて消毒を行う。

3　発症者等への対応

⑴　職場において発症者等が出た場合の措置

職場において発症者等が出た場合には、次の措置をとる。

○感染防止従事責任者は、職場において発症者等が出た場合には、速やかに道警察対策本部等に報告するとともに、発症者及び発症者と濃厚接触した職員（以下「発症者等」という。）にマスクを着用させる。

○発症者等の対応に当たる職員に感染予防資機材を着用させる。

○発症者等は、あらかじめ決められた隔離場所に移動させる。

○消毒液等を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等発症者等が接触した可能性のある箇所の消毒を実施する。

○発症者等については、帰国者・接触者相談センター等の指示に従い、対応する。

⑵　独身寮において発症者等が出た場合の措置

独身寮において発症者等が出た場合には、発症者等を自室に隔離するとともに、独身寮の共用区域については、可能な限り発症者等の使用区域と一般使用区域を区分する等、感染拡大防止に配意する。

⑶　職員の発症等に関する休暇の取扱い

ア　インフルエンザ様症状を呈する場合

病気休暇を取得させることとする。

イ　濃厚接触者として、検疫法（昭和26年法律第201号）の規定に基づく停留又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく外出自粛要請等の措置を受けている場合

特別休暇（災害事故休暇）を取得させることとする。

ウ　保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤ができない場合

原則として、年次休暇を取得させることとする。

エ　休暇取得の指導

感染防止従事責任者は、ア又はイの事項に該当する職員を認知した場合には、それぞれに該当する休暇を取得するよう指導する。

4　来庁者への対応

⑴　入庁管理

新型インフルエンザ等の発生時には、庁舎内における感染拡大を防止するため、入庁者に対し庁舎入口における手指消毒及びマスク着用を促すとともに、発熱等の症状を有すると認められる者については、入庁を制限する。

⑵　庁舎利用の制限

新型インフルエンザ等の発生時には、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行う。

⑶　事業者への要請

庁舎の清掃、各種設備の保守・点検等、庁舎の機能維持に必要な事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第７　業務継続計画の発動等

1　発動

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期を宣言した場合に、道警察対策本部を設置し、速やかに人員計画に定められた体制に移行する。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものは早期に縮小又は中断し、感染リスクを軽減する。

2　状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、当該業務を主管する警察本部庶務担当課等と必要な調整を行う。

3　通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言し

た場合に、道警察対策本部は、流行の第二波、第三波が来る可能性等を勘案の上、通常体制への復帰を決定する。ただし、道内における流行状況により、本計画の発動を継続する。

第８　業務継続計画の維持・管理等

１　公表・周知

業務継続計画は公表する。

特に、道民生活に影響を及ぼす縮小又は中断業務については、北海道警察ホームページ等を通じて広報を行う。

２　教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に対して、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

訓練を行うに当たっては、欠勤率が高まった場合の対応や職場において発症者が出た場合の対応等について訓練を実施し、本計画の点検確認を行うほか、改善点等の課題を分析する。

３　点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、道警察行動計画が改正された場合、訓練等を通じて問題点が明らかとなった場合等には、必要に応じ、本計画の改正を行う。

また、業務継続実施責任者は、人員計画で把握した職員や物資・サービス等の対象事業者のリスト等の変更についても人事異動期を中心に適宜点検し、必要な修正を行う。